

建設分野における特定技能外国人の受け入れが進んでいます。在留者数は2022年12月末現在、1万3,000人近く。日本で働く建設技能者の中で、特定技能外国人を含む外国人材の割合は3%程度に達しています。国土交通省では2023年度、外国人材の中長期的なキャリアアップを支援し、「選ばれる建設業」を目指すために、外国人材や受入企業等を対象とする表彰制度を創設しました。受け入れの制度・現状や表彰制度の概要を、国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課 企画係長の金井 匠氏にお聞きしました。



霞が関から

建設業界の皆さまとともに、 取り組みを進めていきたいと考えています。

建設業界の特性を踏まえた上乗せ規制

特定技能は、深刻化する人手不足に対応するため2019年4月に創設された在留資格で、相当程度の知識・経験が求められる特定技能1号と熟練した技能が求められる特定技能2号があり、特定技能1号の在留資格を得るには、技能実習生から移行するルートと、建設分野特定技能1号評価試験（または対応する技能検定3級）と日本語試験に合格するというルートの二つのルートがあります。

また、建設分野における特定技能外国人の受け入れにおいては、季節や工事受注状況による仕事の繁閑で報酬が変動することや、従事する工事によって建設技能者の就労場所が変わるために現場ごとの就労管理が必要となる等の建設業の特性を踏まえ、①受入企業が建設業法第3条の許可を受けている、②受入企業と特定技能外国人が建設キャリアアップシステムに登録している、③特定技能外国人受入事業実施法人である一般社団法人建設技能人材機構（JAC）に加入し、同法人の行動規範を遵守するなどの独自の乗せ基準を設け、建設分野全体として外国人が安心して働ける環境作りに取り組んでいます。

業務区分見直しで全職種受け入れ可能に

特定技能1号の在留期間の上限は5年ですが、特定技能2号は在留期間の上限がないため長期的に日本で就労することが可能となっており、特定技能1号では認められない家族の帯同も要件を満たせば可能になります。特定技能2号の申請には、①建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者（班長）としての実務経験があること、②建設分野特定技能2号評価試験（2023年秋頃より開始予定）、または、技能検定1級に合格することが要件となっております。

また、2022年8月には、職種ごとに定められた業務区分では業務範囲が限定的であったことや、建設業であっても従事できない職種があったこと等から、業界団体等から制度見直しの要望を受けていたことを踏まえ、業務区分を「土木」「建築」「ライフライン・設備」の3区分に統合する見直しを行いました（図）。この見直しにより、建設業に係るすべての職種での受け入れが可能になりました。

特定技能外国人が増加中

現在、建設技能者は約300万人と見られています。このうち外国人材の数は2021年度末で約11万人です。在留資格別内訳の多くを占めるのが、技能実習生となっており、2021年度末で約7万人に達しています。

特定技能1号においては、2022年12月末時点で12,776人であり、前年に比べ増加数が2倍以上となっています。



国土交通省
不動産・建設経済局 国際市場課
企画係長
かない たくみ
金井 匠



また、特定技能2号においては、2022年4月に建設分野において初めて認定され、同年12月末時点では8人となっており、今後も在留者は増加していくものと考えています。

外国人材や受入企業等を対象とした新たな表彰制度を創設

国土交通省では、中長期的なキャリアパスを描きながら外国人技能者を育成し、外国人材との共生を推進することで「選ばれる建設業」であり続けることの重要性が高まっているという背景の下、2023年度に「外国人材とつくる建設未来賞」を大臣表彰として創設しました。表彰対象は、優秀外国人建設技能者賞、外国人材育成賞、事業展開賞の三つです。現在、候補者を募集中で、11月上旬に受賞対象の発表を予定しています。

これまで、「優秀外国人建設就労者表彰」において、2017年度以降、毎年度5人程度の外国人就労者を表彰しており、このうち特定技能外国人は10人で、うち3人はすでに特定技能2号に移行しています。今般、創設した表彰制度は、この制度を局長表彰から大臣表彰に格上げしたうえで、外国人建設技能者を対象とする賞の審査項目を見直し、また、受入企業等を対象とする二つの賞を加えたものです。

受入企業等を対象とする外国人材育成賞は、外国人建設技能者の技能や就労環境の向上に継続的・効果的に取り組んでいる企業を表彰するものです。外国人材の育成計画、技能習熟に応じた昇給・昇格の仕組み、資格取得に向けたサポートなどの点を審査のポイントとして評価することになります。また、事業展開賞は、外国人材との接点を契機に新たな事業を展開している企業を表彰するものです。新たな事業の展開としては、例えば海外への拠点展開などが考えられます。

今後、日本の建設業を支えるベテランの建設技能者も大きく減少していく見通しです。こういった中、「選ばれる建設業」であり続けるためにも、日本人も含めた処遇改善、働き方改革を一層推進するとともに、外国人が中長期的に活躍できるキャリアパスの構築に資する取り組みが充実するよう建設業界の皆さまと連携し、取り組んでいきたいと考えています。(談)



「2023年度 外国人材とつくる建設未来賞」ポスター

図:2022年8月に実施した業務区分の統合。限定列举された旧業務区分(19区分)に「その他建設業に係るすべての作業」を加えたうえで、「土木区分」「建築区分」「ライフライン・設備区分」の3区分に統合した

旧業務区分 (19区分)

建築板金	内装仕上げ	表装
建築大工	コンクリート圧送	
型枠施工	建設機械施工	
鉄筋施工	トンネル推進工	
とび	土工	
屋根ふき	電気通信	
左官	鉄筋継手	
配管	吹付ウレタン断熱	
保温保冷	海洋土工	



その他建設業に係るすべての作業
例:電気工事、塗装、防水施工等

1.土木区分

例:コンクリート圧送 とび
建設機械施工 塗装 等



2.建築区分

例:建築大工 鉄筋施工 とび 屋根ふき
左官 内装仕上げ 塗装 防水施工 等



3.ライフライン・設備区分

例:配管 保温保冷 電気通信 電気工事 等

